

発言時間（代表質問（質疑）・一般質問）についての決定事項（案）

代表質問（質疑）

◎会派基礎時間7分に各会派所属議員数（ただし、議長を除く）を乗じた会派持ち時間内（端数を5分単位で切上げ・上限60分）で行う。

《参考：各会派人数による現状の持ち時間》
自民・未来民主・公明→60分、共産→50分

9人以上の会派：	7分 × 9人以上	= 上限	⇒ 60分
8人の会派：	7分 × 8人	= 56分	⇒ 60分
7人の会派：	7分 × 7人	= 49分	⇒ 50分
6人の会派：	7分 × 6人	= 42分	⇒ 45分

一般質問

◎一般質問開催日数は5日間とする。ただし、休会日を設けることができる。

◎議員一人20分とし、各会派所属議員数（ただし、正副議長及び監査委員を除く）を乗じた会派持ち時間内で行う。

《参考：過去に決定されている事項》

- ・1議員の通告時間は答弁含まず60分を限度とする。

ただし、一問一答の場合は答弁含まず40分を限度、質問・答弁時間は通告時間に1.5を乗じた時間とし、上限は60分。

◎今後の検討課題として次のような意見があったことを記録する。

- ・一般質問については、議員個人に平等に与えられたものと考えられることから、個人持ち時間制の導入を検討してほしい。
- ・一般質問については、会派の人数がいたほうが有利となる会派制のメリットを生かすため、会派持ち時間制を維持すべきである。
- ・質問時間については、かねてより増やすことを求めている。
- ・会期早期決定に当たっては、会期末の決定のみならず、会期全体の日程についても早期に決定すべきである。

従前制度(議会先例No158)

参考

会派持ち時間

- ①比例配分時間 1人20分
- +
- ②会派基礎時間 5分×所属議員数(議長を除く)

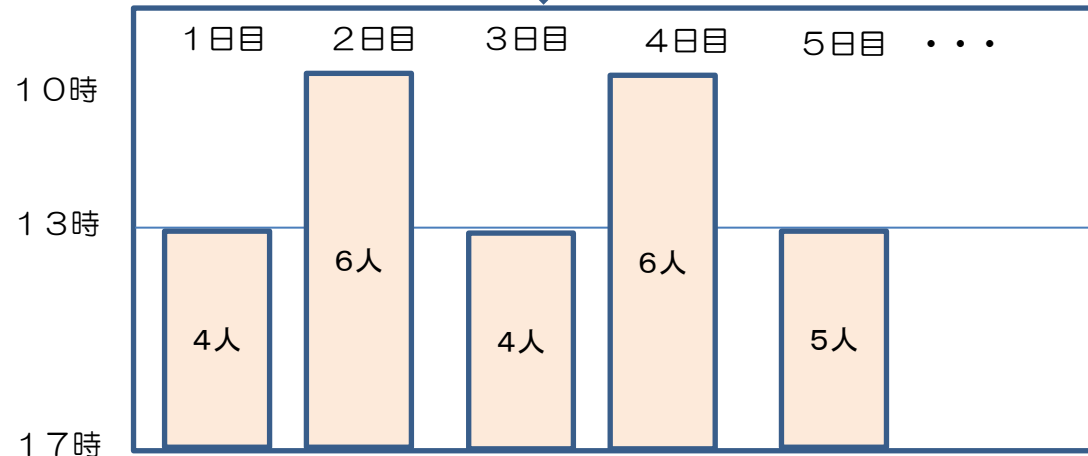
代表質問(質疑)

◎会派持ち時間を用いて最高限度60分の範囲内で通告
《実績》
自民・未来民進・公明→60分
共産党→50分～55分

一般質問

◎会派持ち時間(代表質問・質疑での通告時間を除く)の範囲内で通告
◎人員制限なし
◎1議員の通告限度は一括60分、一問一答40分

通告締切後 通告者数・通告時間が確定



【【デメリット】】

◎通告受付後でなければ会期(閉会日)が決まらない。

※平成27年第2回定例会から
平成29年第1回定例会におい
ては、5～6日間で一般質問を
実施していた。
⇒平均5.25日